

2015年のトップ10項目

デロイトの予想の結果

トピック	デロイトの予想	結果	得点(10点満点)
金融セクターの構造改革および破綻処理	<ul style="list-style-type: none"> 破綻処理可能性のアジェンダをしっかり注視すべきである。 英国のリングフェンスにとって動きの激しい年になるだろう。 EUにおける銀行の構造改革(BSR)に不確実性が付きまとう。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国では、PRAの重要な二次基準が数多く公表された。 RRPの提出(英国)。損失吸収に関するルールの策定(EU/FSB)が継続した。 EU加盟国は、MRELおよびTLACにおけるペイル・インの適用が可能な負債の劣後化の問題に取り組もうと努力した。 EU理事会はBSRIに関するEUの立場を承認したが、ECON(経済通貨委員会)の部門が同ファイルの進展を遅らせた。 	9
新たな機関の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ユーロ圏の銀行はSSMIについて急速に学ぶだろう。 単一破綻処理メカニズム(Single Resolution Mechanism:SRM)が施行および運用されるだろう。 新たな欧州委員会は経済成長への注力を強化するだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> SSMの加速に伴い、銀行は複数の層の監督に直面している。 BRRDの遅れが一因で、SRMが今後どのように作用するか不透明である。 欧州委員会は実際に注力の対象を成長へと移した。 	8.5
データおよび規制報告	<ul style="list-style-type: none"> データに対する監督当局の欲求は衰えの兆しを示すことはない。 銀行は資産査定(asset quality review:AQR)のフォローアップの先にあるRRPおよびデータの集約を見据えるべきである。 結果に加えプロセスを重視する監督当局の姿勢が強まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年初頭に特定された取組みはすべて実施され、さらに別の取組みも加わった。データに関する監督当局の期待内容が引き続き拡大し、その焦点は結果に加え方法にも当てられていた。 こうした進展にもかかわらず、銀行が取っているアプローチに大きなターニングポイントの気配は感じられず、監督当局が戦略的ソリューションを図ることを銀行に促す気配も見られない。今のところは。 	8
文化および顧客の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 企業は文化について語るだけでなく、それを「実行」しなければならない。 監督当局は進捗の証拠を目にすることを期待するだろう。 SMRIは個人に注意を向けるだろう。 企業が、コンダクトリスクに関して信頼できる「データ」を作成することがますます重要になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「文化」の実践は、SMRおよび新たなPRAのガバナンスルールの焦点となった。そして、FCAのテーマ別レビューの対象となるだろう。 FEMRはFICC市場について広範囲にわたる21の提言を行ったが、その焦点は、個人および集団の説明責任ならびに企業によるコンダクトリスクの識別および管理にあった。 	9.5
競争およびイノベーション	<ul style="list-style-type: none"> 2015年には、競争に関するFCAとCMAの競争する権限の明確化が図られるだろう。 EUレベルで競争が注目を集めるだろう。 競争に関連する規制当局の作業が、戦略およびビジネスモデルに影響を与える可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> FCAは、その新たな役割の一部として、ホールセールセクターの競争に対するレビューを公表した。 FEMR、決済システム規制機関(Payment Systems Regulator:PSR)および欧州委員会はすべて、競争を最優先事項とした。 CMAはリテール銀行業務に関する暫定レポートを公表した。そのレポートではいかなる構造改革も提案されず、一部の利害関係者は好印象を持たなかった。 クレジットカードの市場調査におけるFCAの中間結果では、大部分の市場で競争が十分機能していることが見いだされた。改善措置は、長期債務および消費者が最良の取引を見いだすことへの支援に焦点を合わせたものだった。 	6.5

トピック	デロイトの予想	結果	得点(10点満点)
ストレステスト およびリスク 管理	<ul style="list-style-type: none"> • ストレステストは監督上の手段としての重要性を増すだろう。 • 企業は、「全社一体化(one firm)」のアプローチについて考える必要がある。 • ストレステストに係る国際協調に関するつづきやきがさらに大きくなるだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2015年には予想通り、英国および米国における活動を受けて、銀行はより高度な水準へと向かったが、この傾向は続くと見られる。 • 現在実施されているEBAのSREPのガイドラインでは、ストレステストが監督当局の分析の中核的要素として重要であることが成文化されている。 • 依然として国際的連携への言及はあるものの、具体的な進展はなく、見通しが明るいとは言えない。 	8.5
資本市場同盟	<ul style="list-style-type: none"> • CMUは欧州委員会の主要な新アジェンダである。 • 既存の取組みとどのような相互関係をなすかを含め、問題が残されている。 • 利害関係者が争ってアジェンダに影響を及ぼそうとするため、CMUに関する論争が活発に行われるだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> • グリーンペーパーに対する回答が殺到し、活発な論争が行われた後、33件の取組みから成るCMUの行動計画が公表された。 • 第一波の取組みに関する協議が行われている。 • 今後4年間でCMUの結論が出される予定である。 	10
ビジネスモデル の組合せ	<ul style="list-style-type: none"> • パーゼルの枠組みに対する進行中の改訂による影響を管理することが戦略上の課題である。 • 規制改革に関する出費を活用するようなビジネスモデルの立案が鍵を握る。 	<ul style="list-style-type: none"> • 多くの銀行は、自身が手掛ける活動／事業分野の組合せの再評価を継続している。しばしばコストが主な要因になっているものの、資本要件の低減が主要な目標となることも多い。 • 2015年にEBAが「銀行のビジネスモデルに関する規制措置による潜在的影響の概観」を公表したことに明瞭に示されるように、規制要件の総合的影響に対する監督当局の認識が高まっている。 	7
ソルベンシーII および 保険資本	<ul style="list-style-type: none"> • ソルベンシーIIの施行前の最終年に入る。 • ソルベンシーIIIに伴い、保険会社のビジネスモデルの組合せに関する問題が提起されるだろう。 • グローバルICSへの取組みが加速している。 	<ul style="list-style-type: none"> • ICSへの取組みに1年の遅れが生じ、完了は2019年第4四半期になる見込みである。 • HLAの策定がG20によって承認された。 • PRAは、内部モデルの承認に関する結果を施行日に先立つ2015年12月初頭に通知する予定である。 	7
市場構造の 相互作用	<ul style="list-style-type: none"> • 金融市場の構造は規制要件により抜本的に変化するだろう。 • 治外法権の問題は解消されないだろう。 • 環大西洋貿易投資協定(Transatlantic Trade and Investment Partnership: TTIP)に注視する必要があるだろう。 • MiFID IIの専門の詳細に関する論争が続くだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> • 米国の同等性に関する決定がさらに遅れたものの、他の法域については同等性に関して著しい進展があり、最初の第三国のCCPが承認された。 • デリバティブ市場の細分化を示す明確な兆候がある。 • 権限委譲法(Delegated Acts)の形式によるMiFID IIのRTS(規制専門基準)に遅れが生じ、市場にとって主要な詳細が不明なままになっている。 • TTIPの交渉では、金融サービスに関する規制当局の協力の枠組みについて具体的な解決策が見いだされなかった。 	7

連絡先



David Strachan

Co-head EMEA Centre for Regulatory Strategy
dastrachan@deloitte.co.uk



Clifford Smout

Co-head EMEA Centre for Regulatory Strategy
csmout@deloitte.co.uk



Julian Leake

Partner
Risk Advisory
jileake@deloitte.co.uk

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(「DTTL」)(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を含みます。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLおよびそのメンバーファームの法的な構成についての詳細はwww.deloitte.co.uk/aboutをご覧ください。

Deloitte LLPは、DTTLの英国のメンバーファームです。

本資料は、一般論として執筆されたものであり、したがって、特定の状況に対応するために本資料に依拠することはできません。本資料に示す原則の適用は、特定の状況に左右されるものであり、本資料の内容に基づき何らかの行動をとるまたは控える前に、専門家のアドバイスを受けることをお勧めします。Deloitte LLPでは、本資料に示す原則を個別の状況にどのように適用するかについて助言を提供しております。Deloitte LLPは、本資料に基づき行動をとったあるいは控えた結果として生じたいかなる損失について、一切の注意義務または損害賠償責任も負いません。

© 2015 Deloitte LLP. All rights reserved.

Deloitte LLPはイングランドおよびウェールズで登録されている有限責任パートナーシップであり、登録番号はOC303675、登録事務所は英国EC4A 3BZロンドン、ニューストリートスクエア2です。
電話番号: +44 (0) 20 7936 3000、ファックス番号: +44 (0) 20 7583 1198

Designed and produced by The Creative Studio at Deloitte, London. J1229

(日本語版について)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.